

○関西学院大学受託研究員規程

昭和60年12月12日
理事会決定

- 第1条 国内外の大学、公共機関又は企業からの委託を受け、本学において研究を行う者(以下「受託研究員」という。)の受入れについては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 受託研究員を希望する者は、次の書類を添え、所属する大学、公共機関又は企業を通して、本学に願い出なければならない。
- 1 受託研究員願書(本学所定のもの)
 - 2 所属機関長の推薦書
 - 3 履歴書
 - 4 写真一枚
- 第3条 受託研究員の受入れは、当該研究科委員会の承認を経て、学長が許可する。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、学部・専門職大学院・研究所等において受託研究員を受入れることができる。その際は、学部教授会、研究科教授会又は研究所等の議決機関を研究科委員会とみなす。(本規程において以下同様。)
- 第4条 受託研究員は定められた研究指導者のもとで研究に従事するものとし、研究期間は、1カ年以内とする。
- 第5条 受託研究員は、別に定める受託研究料を納付しなければならない。
- ただし、実験系と非実験系の別は、研究科委員会で決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、当該受託研究料を免除することができる。
 - 3 研究科委員会が認めた場合は、受託研究料とは別に、必要とする諸経費として実費を徴収することができる。
- 第6条 受託研究員には研究員証を交付する。
- 第7条 受託研究員は、研究上必要な本学の研究施設及び設備を利用することができる。ただし利用にあたっては、研究員証を呈示しなければならない。
- 第8条 日本学術振興会から本学専任教員を研究指導者として本学に受入れ依頼があった日本学術振興会特別研究員(PD)及び同外国人特別研究員には、前条までの規定にかかわらず受託研究員の身分を付与することができる。この場合第5条の受託研究料は免除する。
- 第9条 政府系研究助成団体等から交付を受けた研究助成金に基づき受託研究員を受入れる場合、受託研究員の所属機関と本学との間に出向契約等を締結し、当該研究助成金を原資として、当該受託研究員の所属機関に対し、出向等に係る経費を支払うことができる。
- 第10条 受託研究員が、授業科目を履修または聴講しようとするときは、科目等履修生又は聴講生とならなければならない。
- 第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 納入された受託研究料及び必要とする諸経費の全額は、当該部局に交付される。
- 2 この規程は、1986年(昭和61年)4月1日から施行する。
- 3 この規程は、1995年(平成7年)4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、1999年(平成11年)4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2006年(平成18年)7月15日から改正施行する。
- 6 この規程は、2009年(平成21年)10月1日から改正施行する。